

規制改革推進会議人材WG御説明資料

「ジョブ型正社員の雇用ルールの整備」 に関する検討状況

平成28年11月1日

厚生労働省 労働基準局

労働関係法課

多様な正社員とは

- 一般的に、「正社員」とは、労働契約の期間の定めがない、所定労働時間がフルタイム、直接雇用である者をいう。
「多様な正社員」とは、いわゆる正社員と比べ、勤務地、職務、労働時間等のいずれかが限定されている正社員のことをいう。

- 多様な正社員は、限定の内容により次のように区分されるが、限定の内容は企業において様々であり、一律ではない。
 - ・ 勤務地限定正社員 : 転勤するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤が一切ない正社員
 - ・ 職務限定正社員 : 担当する職務内容や仕事の範囲が限定されている正社員
 - ・ 勤務時間限定正社員 : 所定労働時間がフルタイムではない(短時間)、あるいは残業が免除されている正社員

- 多様な正社員の例
 - ・ 全国転勤のない営業職
 - ・ 限定された店舗で働く販売スタッフ
 - ・ ディーラーなど、特定の職務のスペシャリスト
 - ・ 短時間勤務(1日6時間程度)の事務職 など

- 職種、勤務地、労働時間といった要素を複数組み合わせている区分も見られる(職種限定かつ勤務地限定の正社員など)。

ジョブ型正社員の雇用ルールの整備 規制改革実施計画抜粋

規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定・抜粋）

Ⅱ. 分野別措置事項）

2 雇用分野

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1		職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示などの雇用管理上の留意点、好事例及びそれらを踏まえた就業規則の規定例等を取りまとめ、周知を図る。	平成26年7月までに取りまとめ、速やかに実施	厚生労働省
2	ジョブ型正社員の雇用ルールの整備	労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換・均衡処遇について、当面、労働契約法（平成19年法律第128号）の解釈を通知し周知を図る。	平成26年中に実施	厚生労働省
3		労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換及び均衡処遇に関する政策的支援の制度的枠組みについて検討する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省

措置状況（フォローアップ調査（平成27年3月31日）時点）

【事項1及び事項2】 ⇒ 規制改革会議としての評価：解決

- 平成26年7月30日、労働条件の明示等雇用管理上の留意事項、就業規則の規定例を整理し、政策提言をとりまとめた「『多様な正社員』の普及・拡大のための有識者懇談会」報告書を公表。
- 多様な正社員の好事例を収集し、雇用管理上の留意事項と併せて周知を実施。
- 平成26年7月30日付けで、労働条件の明示、均衡処遇・転換制度に関する労働契約法の解釈について都道府県労働局長あて通知を発出し、雇用管理上の留意事項等と併せて周知を実施。

【事項3】

- 企業に対するコンサルティング等の支援策を検討し、平成27年度予算案に計上。

＜フォローアップ調査（平成28年3月31日）時点＞

- 平成27年度の予算事業として、導入を検討している中小企業へのコンサルティングと業種別に多様な正社員に関するモデル就業規則（飲食業、小売業）の作成を実施。
- また、平成28年度予算案に継続して、企業への政策的支援の取組を計上